

○ 国家公報登録登記部長 鈴川 明

次の公告は、国際セロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会
決議第千一百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際セロリストの財産の凍結等に関する特別措置
法(平成二十六年法律第二百二十四号)第三条第二項の規定に基づいて、次のとおり告示する。

令和元年五月十七日

内閣府大臣官房委員会委員長 日本 願二

名簿記載者公告番号 Q1-96 (ズルカルナエン (ZULKARNAEN))

1 変更前

氏名 ズルカルナエン (ZULKARNAEN)
 別名 (a)ズルカルナン (Zulkarnan) (b)ズルカルナーン (Zulkarnain) (c)ズルカルニン
 (Zulkarnin) (d)アリフ・スナルソ (Arif Sunarso) (e)アリス・スマルソ (Aris Sumarsono)
 (f)アリス・スナルソ (Aris Sunarso) (g)ウスタド・ダウド・ズルカルナエン (Ustad Daud
 Zulkarnaen) (h)ムルシッド (Murshid)

名簿に記載された年月日 2005年5月16日

その他参考となるべき事項 不明

2 変更後

氏名 アリス・スマルソ (ARIS SUMARSONO)
 別名 (a)ズルカルナン (Zulkarnan) (b)ズルカルナーン (Zulkarnain) (c)ズルカルニン
 (Zulkarnin) (d)アリフ・スナルソ (Arif Sunarso) (e)ズルカルナエン (Zulkarnaen) (f)ア
 リス・スナルソ (Aris Sunarso) (g)ウスタド・ダウド・ズルカルナエン (Ustad Daud Zulkar
 naen) (h)ムルシッド (Murshid)

名簿に記載された年月日 2005年5月16日 (2019年4月17日に改訂)

その他参考となるべき事項 国連安全保障理事会決議第1822号 (2008年)に基づく見直しは2010
 年6月8日に終了した。国連安全保障理事会決議第2253号 (2015年)に基づく見直しは2018年6月
 7日に終了した。同人に対するインターボール (国際刑警組織)・国連安全保障理事会特別手
 配書のウェブ・リンク : <https://www.interpol.int/en/noticesearch/un/4681385>

○国家公安委員会指示第四回

次の公估国際ナロリストが、国際連合安全保障理事会決議第十一回六百六十七号等の設置やれた委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第十一回六百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際ナロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第三項において準用する同条第一項の規定に基づき告示する。

令和元年五月十七日 国家公安委員会委員長 日本 謹申

1 名称 ジヤマート・ハマー・ダウワ・サラフィー^{アラビア語} (DIAMAT HOUMAT DAAWA SALAFFA (DHDS))

名簿に記載された年月日 2003年11月11日 (2004年11月26日、2008年4月7日、2010年1月25日及び2011年2月13日に改訂)

名簿記載者公告番号 QE-34

2 氏名 フィアド・ベン・ハサン・ベン・サーレム・アル・ハッダード (FIAUD BEN HASSEN BEN SALEEM AL-HADDAD)

名簿に記載された年月日 2004年3月17日 (2004年11月26日、2005年12月20日、2007年12月21日、2010年1月25日及び2011年5月16日に改訂)

名簿記載者公告番号 Q 1-83